

豊見城市こども未来市民会議こども・子育て応援団登録要領

(目的)

第1条 本要領は、豊見城市こども未来市民会議設置要項第3条第4項に規定する「豊見城市こども未来市民会議こども・子育て応援団（以下「応援団」という。）」の登録に関し必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 応援団として登録することができるものは、豊見城市こども未来市民会議の設置主旨に賛同し、子育て支援を実施する市民、企業、事業所、団体、NPO法人、ボランティア団体、その他の個人（以下「市民等」という。）とする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は登録することができないものとする。

- (1) 宗教活動又は特定の政治活動を目的とした市民等
- (2) 青少年の健全育成に反する業種を営む市民等
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。）等若しくは構成員に暴力団員（同法同条第6号に規定するものをいう。）を含む団体等またはそれらと密接な関係を有する市民等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める市民等

(登録の申込み)

第3条 市民等が応援団として登録を希望する場合は、登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 市長は、市民等より前項の提出があった場合、第2条に規定される登録要件に該当するときは、その登録を行うものとする。

2 市長は、前項の登録の可否について、市民等に通知するものとする。

(登録期間)

第5条 応援団の登録期間は、登録日又は登録更新日から当該年度の3月31日までとする。ただし、当該年度の2月末日までに第15条に規定する登録廃止届が提出されない場合には、登録が更新されるものとする。

(活動)

第6条 応援団は、前条の規定する登録期間中に可能な範囲で、別表1に掲げる活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

(活動の周知)

第7条 市長は、第4条の規定に基づき登録した情報及び応援団の活動について、市の広報媒体等を活用して広く市民に周知するものとする。

(名称の使用)

第8条 応援団は、その活動において「豊見城市子ども未来市民会議子ども・子育て応援団」の名称を使用することができるものとする。

(紛争処理)

第9条 応援団は、自らの活動に対してクレームを受け、又はそれらの者との間で紛争が生じた場合には、自らの責任において処理し、市長は一切責任を負わないものとする。

(応援団の禁止行為)

第10条 応援団はその活動において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自社製品等の販売や勧誘等の営利を目的とした活動
- (2) 布教活動又は政治活動若しくは選挙活動等
- (3) 活動以外の個人情報等の収集活動
- (4) 上記活動のほか、市長が不適切と判断する活動及び行為

(個人情報の取扱い)

第11条 応援団は、活動中に知り得た個人情報その他の一切の情報は、活動期間中、活動終了後を問わず、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないほか、故意又は過失により開示、漏えいしてはならない。

(経費の負担)

第12条 市長は、応援団が活動等を実施する際に負担する経費については、補助又は補てんを行わないものとする。

(調査)

第13条 市長は、応援団に対して必要があるときは、第4条において登録された活動等について、調査することができるものとする。

- 2 前項の調査の結果、登録された活動等が実態と相違がある場合は、当該応援団に登録の内容の変更等を要請することができる。

(登録内容の変更)

第14条 応援団は、第4条において登録された内容に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式第2号)を市長へ提出しなければならない。

(登録の廃止)

第15条 応援団は、子育てしやすい環境づくりを推進することができなくなった場合等、登録廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 登録廃止届を提出したものは、第8条に規定する名称を使用することを取りやめなければならない。

(登録の取り消し)

第16条 市長は、応援団が第2条各号若しくは第10条各号に該当する場合、又は第13条第2項の要請に応じない場合は、登録を取り消すことができるものとする。

2 登録を取り消された市民等は、第8条に規定する名称を使用することを取りやめなければならない。

(活動の報告)

第17条 応援団は、市長が活動について報告を求めた場合は、報告書(様式第4号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(事務局)

第18条 応援団の登録に関する事務局は、豊見城市福祉健康部こども応援課に置く。

(要領の改定)

第19条 本要領の改定は、事務局により必要に応じて改定等をする場合がある。要領を改定した場合は、事務局が応援団に通知するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月9日から施行する。

別表1（第6条関係）

活動種別	活動例
1 あいさつの飛び交う明るい豊見城をつくる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのあいさつの推進 ・交差点での安全運動 ・その他
2 子どもがのびのび遊び、楽しく学べる環境をつくる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の環境整備（授乳室、キッズスペース等） ・スポーツ活動の指導 ・その他
3 子どもと触れ合い、子どもの視点で子どもと一緒に考える活動	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校等での読み聞かせ ・その他
4 子どもの心の居場所になる家庭、地域、社会を築く活動	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の環境整備 ・児童クラブの環境整備 ・ファミサポ会員への登録 ・その他
5 子どもに手本を示す活動	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の清掃活動 ・その他
6 温もりと厳しさのある活動	<ul style="list-style-type: none"> ・こども達に関するボランティア活動 ・その他
7 ゆいまーの心で地域の絆を深める活動	<ul style="list-style-type: none"> ・食材等の提供 ・その他
8 ふるさと豊見城を伝承し、発展させる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動、自治会活動 ・その他
9 その他の子育てしやすい環境をつくる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・その他

様式第1号（第3条関係）

豊見城市こども未来市民会議こども・子育て応援団登録申込書

年 月 日

豊見城市長 殿

個人名・事業所名 _____

代表者名（事業所・団体の場合） _____

豊見城市こども未来市民会議こども・子育て応援団登録要領第3条の規定に基づき、下記のとおり登録を申込みます。

1 種別	個人 ・ 企業等
2 所在地	豊見城市内 ・ 市外
3 個人の場合は「氏名」 企業等の場合は「企業名等」	
4 企業等の場合は代表者の「氏名」	
5 企業等の場合は担当者の「氏名」	
6 郵便番号	〒
7 住所	
8 連絡先	
9 メールアドレス	
10 活動種別 ※別表1を参考に具体的に記入	活動種別の番号【 】
11 登録内容等のホームページ等掲載	可 ・ 不可
12 その他	<input type="checkbox"/> 申込みにあたり、本要領第2条1号から3号に該当しないことを誓約します。 ※チェックを入れる

様式第2号 (第14条関係)

豊見城市こども未来市民会議こども・子育て応援団登録変更届

年 月 日

豊見城市長 殿

個人名・事業所名 _____

代表者名 (事業所・団体の場合) _____

豊見城市こども未来市民会議こども・子育て応援団登録要領第14条の規定に基づき、下記の通り提出します。

変更事項	変更前	変更後
1 種別	個人 ・ 企業等	個人 ・ 企業等
2 所在地	豊見城市内 ・ 市外	豊見城市内 ・ 市外
3 氏名・企業名等		
4 企業等代表者		
5 企業等担当者		
6 郵便番号	〒	〒
7 住所		
8 連絡先		
9 メールアドレス		
10 活動種別	活動種別の番号【 】	活動種別の番号【 】
11 登録内容等のホームページ等掲載	可 ・ 不可	可 ・ 不可

様式第3号（第15条関係）

豊見城市子ども未来市民会議子ども・子育て応援団登録廃止届

年 月 日

豊見城市長 殿

個人名・事業所名 _____

代表者名（事業所・団体の場合） _____

豊見城市子ども未来市民会議子ども・子育て応援団登録要領第15条の規定に基づき、下記の通り提出します。

なお、応援団の登録廃止をした場合においても、豊見城市の事業紹介や活動等を紹介する用途に限り、写真、映像、紹介文、プロフィール等が含まれる情報等が、豊見城市のホームページ等に無償で使用されることに同意いたします。

中止理由	
担当者	

様式第4号（第17条関係）

豊見城市子ども未来市民会議子ども・子育て応援団活動報告書

年 月 日

豊見城市長 殿

個人名・事業所名

代表者名（事業所・団体の場合）

豊見城市子ども未来市民会議子ども・子育て応援団登録要領第17条の規定に基づき、下記の通り報告します。

活動内容（日時、場所、取組みなど）